

郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡・石川郡・田村郡にお住まいの皆さまへ
患者さんの退院を地域全体で支えるしくみ

県中医療圏 退院調整ルール

平成28年4月から運用をはじめました。



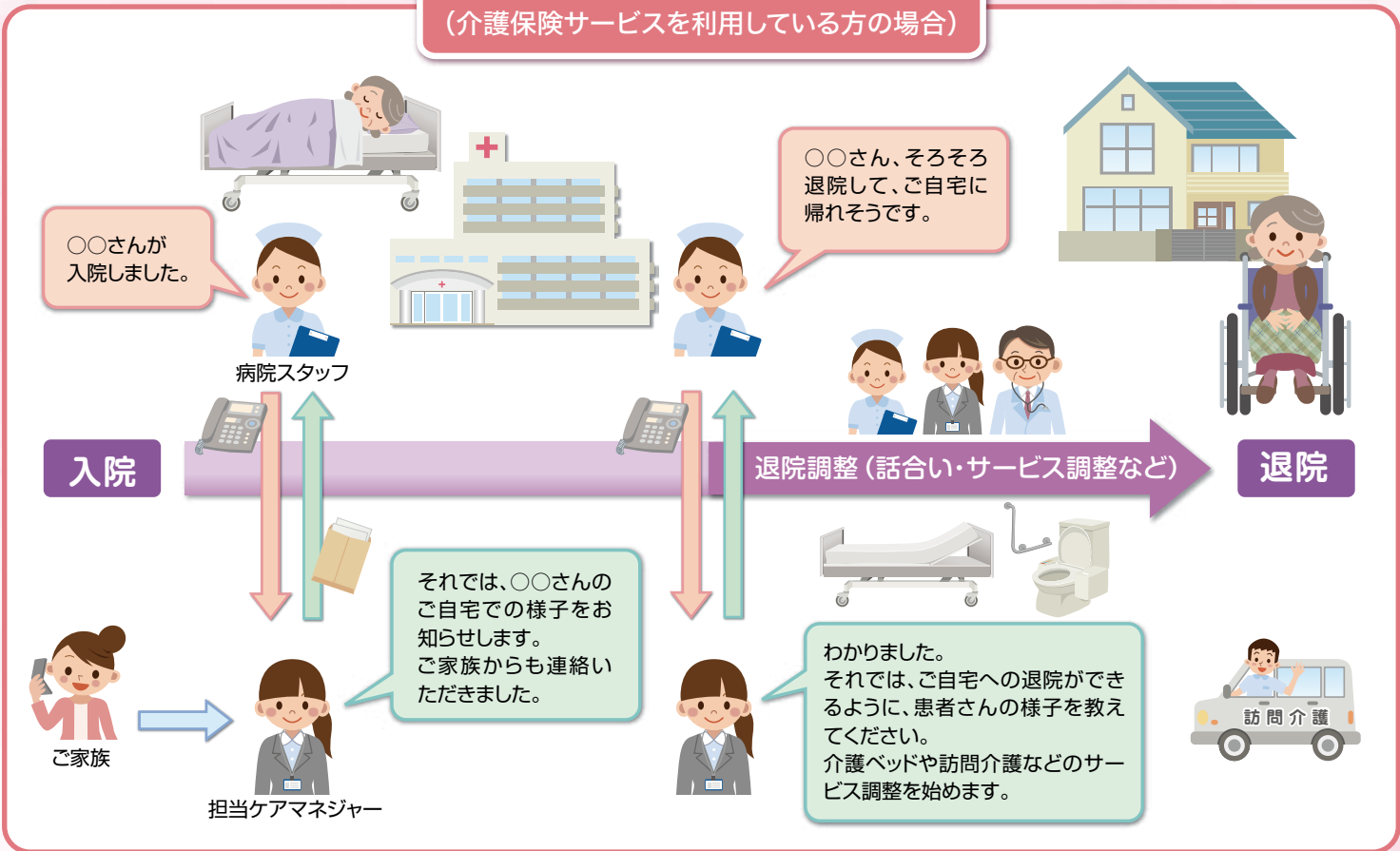
退院調整ルールとは

患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをすぐに受けられるようにするための、県中医療圏内の連携のしくみです。

病院とケアマネジャーが、患者さんの入院時から情報を共有し、退院に向けて、話し合い（カンファレンス）や介護保険サービスの調整などを行います。



退院調整ルールの流れ (介護保険サービスを利用している方の場合)



! 要介護（要支援）認定を受けていない方も、ご安心ください。
患者さんの状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャーが連携して支援します。

高齢者・ご家族、地域の皆さまへのお願い

ご自宅への退院を スムーズに進めるために大切なこと

患者さんが入院したときから、なるべく早く病院とケアマネジャーが連絡を取り合うことが必要です。
高齢者・ご家族、民生委員など地域の皆さまには、ご理解・ご協力をお願いします。



①入院したらケアマネジャーへ連絡

介護保険サービスを利用している方が入院したときは、なるべく早く、担当のケアマネジャーに連絡してください。
患者さんやご家族がケアマネジャーへの連絡をお忘れの場合、民生委員や知り合いの方が、声をかけてください。

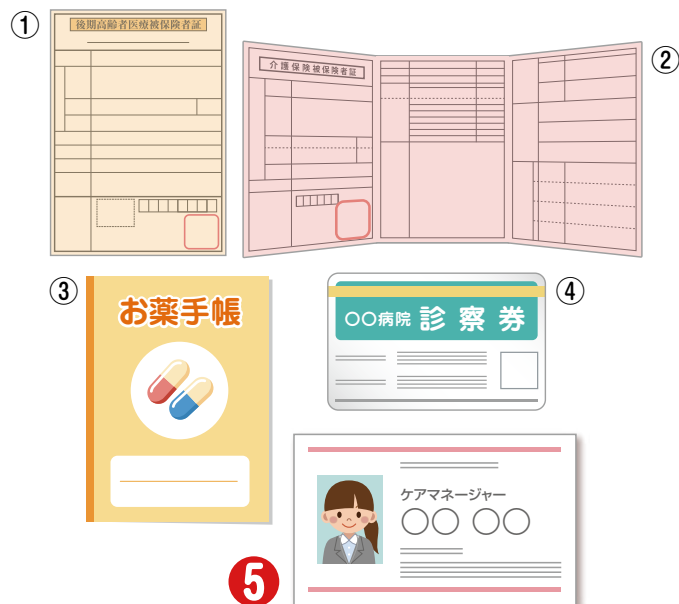


②“入院時セット”の準備

万が一の入院に備えて、普段から「入院時セット」をご準備ください。(通院時もお利用ください。)

- ① 医療保険証
- ② 介護保険証
- ③ お薬手帳
- ④ かかりつけ医療機関の診察券
- ⑤ **担当ケアマネジャーの名刺**

急な入院で、ご家族がケアマネジャーに連絡できない場合などに、病院がケアマネジャーと連絡が取りやすくなります。



県中医療圏退院調整ルールに関するお問い合わせ先

福島県県中保健福祉事務所 保健福祉課 TEL:0248-75-7808 FAX:0248-75-7824
郡山市保健所 健康政策課 TEL:024-924-3020 FAX:024-934-2860

または お住まいの市町村の高齢者福祉担当窓口



※詳しくは、「県中医療圏退院調整ルールの手引き」を、
県中保健福祉事務所と郡山市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

福島県県中保健福祉事務所

検索